

岩手県告示第169号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 岩手県立療育センター
- 2 指定管理者として指定したものの住所及び名称
 - (1) 住所 盛岡市高松三丁目7番33号
 - (2) 名称 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで